

来院と面会制限について（1月12日～）

1 外来を受診される方

お子様のご兄弟・祖父母も含めて院内への立ち入りは必要最小限の方のみでお願いします。

2 病棟で面会いただける方

お子様の保護者、妊産褥婦の配偶者・パートナーの方のみ
ご兄弟、祖父母等上記以外の方は面会できません。

なお、面会しなくても原則、ご兄弟・祖父母の来院はご遠慮ください。

また、「長野県が県民に訪問を慎重に検討し感染リスクが高い状況を避けられない場合は訪問を控えるよう呼びかけを行っている都道府県」在住の方は原則として面会できません。

3 上記以外に来院される方

原則として不要不急の来院はご遠慮ください。来院の際には、正面玄関にて来院時チェックに沿った確認の徹底をお願いします。

4 病棟で面会できる時間

一般病棟は7時から19時までには面会いただけます。

（集中治療病棟は11時から15時まで、新生児病棟は9時から15時まで）

夜間（19時から翌日7時まで）は面会できません。ただし、付き添い許可証をお持ちの方や特に当院が必要と認めた場合のみ許可（特別許可証）いたします。

5 海外から来られた方

海外から来られた方で、入国してから2週間経過するまでは原則として来院、面会はできません。ご理解、ご協力をお願いします。

令和3年1月12日

長野県立こども病院長